

## 豊中市訪問理美容サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、心身の障害及び傷病等の理由により、自力で理髪店や美容院等に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽に理美容サービスを受けられるようにするため、訪問理美容サービス事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者の保健衛生の向上及び家族の在宅介護の軽減を図ることを目的とする。

### (事業の実施及び委託)

第2条 この事業の実施主体は豊中市とする。ただし、市長はこの事業を適切に実施できると認められる団体等に委託することができるものとする。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する65歳以上の在宅で生活する高齢者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 自力又は介助により理髪店又は美容院等を利用することが困難であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めた場合。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者から除くものとする。

- (1) 病院もしくは診療所に入院している者又は介護老人保健施設もしくは介護老人福祉施設に入所している者。
- (2) この事業の利用により健康状態を害し、もしくは疾病等を増悪させるおそれのある者又は身体的な状況等の理由によりサービスを受けることが困難であると認められる者。
- (3) この事業の利用において、市及び事業委託先団体に著しく迷惑を及ぼしたとき。

### (実施場所)

第4条 この事業のサービスは、対象者の居宅において実施するものとする。

### (利用申込み)

第5条 事業を利用しようとする者は、事前に豊中市訪問理美容サービス事業利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (利用決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査したうえで、利用の可否を決定し、豊中市訪問理美容サービス事業利用決定通知書（様式第2号）により当該申込みを行った者に通知する。

### **(利用券の発行)**

第7条 市長は、前条における利用の決定を受けた者（以下、「利用者」という。）に豊中市訪問理美容サービス事業利用券（様式第3号。以下、「利用券」という）を発行する。

- 2 利用券の発行は、申込者1人につき年間6枚までとする。
- 3 利用券の有効期限は、発行した日の属する年度の末日までとする。
- 4 利用券は、再発行しないものとする。

### **(利用の方法)**

第8条 利用者は、サービスの提供を受けようとする場合、サービスの提供を希望する日時等について市に連絡・調整のうえ、本事業を利用するものとする。ただし、第2条の規定により事業を委託している場合においては、事業委託先団体と連絡・調整を行うこととする。

- 2 前項のサービスの提供を受けた利用者は、理髪又は美容に係る費用を負担するものとする。

### **(届出)**

第9条 利用券の発行を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届出し、未使用の利用券を返還しなければならない。

- (1) 利用者が他市へ転出したとき。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 利用者が介護老人福祉施設等へ入所したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者がこの事業を受ける必要がなくなったとき。

### **(決定の取消等)**

第10条 市長は、虚偽の申込みその他不正な手段により利用券の発行を受けたとき、または故意に届出をしなかったときは、直ちに当該決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合は、未使用の利用券を返還させるとともに、決定を取り消した部分に係る費用の返還を求めることができる。

### **(委託料)**

第11条 第2条の規定により委託を受けた者は、所定の請求書に利用者から提出された利用券を添付し、各月分ごとに市に提出するものとし、市は提出された請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

### **(その他)**

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号

豊中市訪問理美容サービス事業利用申込書

年 月 日

豊 中 市 長 あて

(申込者) 本人もしくはご家族

氏 名	
住 所	〒 —
電話番号	
利用者との 関係	

豊中市訪問理美容サービスの利用について、豊中市訪問理美容サービス事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

利 用 者	フリガナ		性別	男 ・ 女
	氏 名			
	住 所	豊中市		
	電話番号			
	生年月日	年 月 日		
利 用 理 由				
今年度既利用回数	初回 ・ 1 回 ・ 2 回 ・ 3 回 ・ 4 回 ・ 5 回			
希望サービス	理容サービス ・ 美容サービス			

この申込書は、  
— — ) での受付が可能です。

<担当課記入欄>

宛名番号		理美容番号		種 別 (理容の場合のみ)	北 ・ 南
今回申請回数	1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目 ・ 4 回目 ・ 5 回目 ・ 6 回目				

様式第2号

豊中市訪問理美容サービス事業利用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊中市長

年 月 日付けで申込みのありました豊中市訪問理美容サービスの利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 利用の可否 利用できます  
利用できません  
理由( )

2 利用者 住所  
氏名 様

..... 切り取り線 .....

様式第3号

豊中市訪問理美容サービス事業利用券

発行番号	理・美第号	発行年月日	年 月 日
利用者氏名			
住所			
連絡先電話番号			
上記のとおり決定する。 年 ( 年 ) 月 日 豊中市長			
サービス実施日	年 月 日	利用者氏名	確認印
サービス提供者	住所 (理美容師名) 氏名		

**有効期限 年 月 日までにご利用ください。**

- 注1 利用の際は、理美容組合に利用日時等を予約のうえご利用ください。  
2 サービスを利用した後に、この利用券に名前を記入のうえ確認印を押して、理美容料金とともに担当の理美容師にお渡しください。